

別紙—3 次亜塩素酸ナトリウム購入に関する仕様(第26条(2)オ 関係)

1 次亜塩素酸ナトリウムの仕様

納品される次亜塩素酸ナトリウムは、水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)第1条第16号に規定する基準に適合するものであり、かつ、品質が日本水道協会規格水道用次亜塩素酸ナトリウム(JWWA K120:2008-2)で特級以上であるものに限る。

2 年間使用予定量(次亜塩素酸ナトリウム)及び納入箇所

(1)ローリーによる搬入予定量35,500kg

搬入場所	所在地	備考
大橋浄水場(佐野市水道局)	佐野市大橋町	
菊川浄水場	佐野市堀米町	
奈良淵浄水場	佐野市奈良淵町	
石塚浄水場	佐野市石塚町	

ただし、菊川、奈良淵、石塚浄水場は無人施設のため、水道局へ連絡のこと。

(2)20kg入り使用予定量770個

搬入場所 現地搬入及びタンクへの補充(空ケース処分込み)

搬入場所	所在地	備考
市の沢浄水場	佐野市赤見町	
上羽田浄水場	佐野市上羽田町	
田沼浄水場	佐野市戸室町	
多田浄水場	佐野市多田町	
船越浄水場	佐野市船越町	
戸奈良浄水場	佐野市戸奈良町	
飛駒浄水場	佐野市飛駒町	
飛駒南浄水場	佐野市飛駒町	
下彦間浄水場	佐野市下彦間町	
閑馬浄水場	佐野市閑馬町	
野上南浄水場	佐野市長谷場町	
野上中浄水場	佐野市作原町	
野上北浄水場	佐野市作原町	
葛生浄水場	佐野市葛生東	
鉢木浄水場	佐野市鉢木町	
会沢配水場	佐野市会沢町	
常盤第1浄水場	佐野市豊代町	
常盤第2浄水場	佐野市牧町	
氷室浄水場	佐野市水木町	

3 その他

納品される次亜塩素酸ナトリウムについて、「水道施設の技術的基準を定める省令」別表第1の基準の検査結果、もしくは日本水道協会認定登録品は認定登録証の写しを契約後速やかに提出すること。